早期償還条項付・新興国債券戦略1912

追加型投信 / 海外 / 債券

TARGETTE

	商品分類		属性区分					
単 位 型・ 追 加 型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象 資 産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	年1回	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし	

- ※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でご覧頂けます。
- ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- ●この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「早期償還条項付・新興国債券戦略1912」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年11月15日に関東財務局長に提出しており、2019年12月1日にその効力が生じております。
- ●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する投資信託説明書(請求目論見書)は委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードできます。

本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書 (請求目論見書)に掲載しています。また、投資信託説明書 (請求目論見書)については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書 (請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

- ●ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき 事前に受益者の意向を確認します。
- ●ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

新生インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第340号設立年月日:2001年12月17日

資本金:495百万円(2019年8月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:2,826億円 (2019年8月末現在)

照会先

ホームページ アドレス http://www.shinsei-investment.com/ 電話番号 03-6880-6448(投資信託部)

(受付時間:営業日の9時~17時)



新牛インベストメント・マネジメント

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

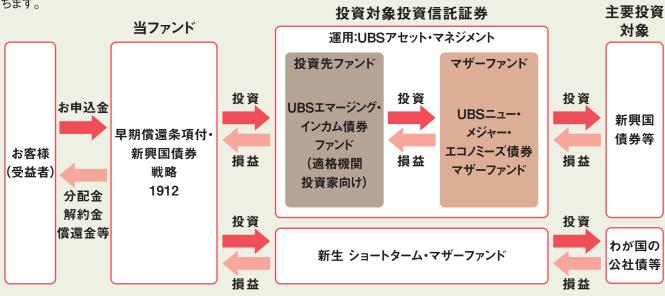
主に投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。)に投資を行い、信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。

ファンドの特色

- 1. 新興諸国の政府、政府機関、企業等が発行する米ドル建ておよび現地通貨建て債券を実質的な主要投資対象とし、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
 - ●当ファンドは、UBSアセット・マネジメントが運用する「UBSエマージング・インカム債券ファンド(適格機関投資家向け)」(以下「投資先ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。投資先ファンドは、「UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、実質的に新興国債券などに投資します。
- 2. 信託期間は約5年(償還予定日: 2024年12月20日)です。 ただし、基準価額が11,500円※以上となった場合には、安定運用に切り替え、繰上償還します。
 - ●基準価額が、一度でも11,500円※以上となった場合には、投資先ファンドの組入比率を引き下げて短期公社債などによる安定運用に切り替え、繰上償還の手続きに入ります。
 - ※1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額とします。
 - *安定運用に切り替えた後も繰上償還するまでは、基準価額は市況動向などの影響を受けるため、基準価額が11,500円*を下回ることがあります。また、償還時の基準価額が11,500円*を上回ることを保証するものではありません。
- 投資先ファンドならびにマザーファンドの運用はUBSアセット・マネジメント・グループが行います。
 - ●UBSグループは、スイスを本拠地として、世界50カ国以上の主要都市にオフィスを配し、約67,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。(2019年6月末現在)
 - ●UBSアセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界22カ国に約3,400名の従業員を擁し、約90兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。(2019年6月末現在)

|||| ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。原則として、投資先ファンドの組入比率を高位に保 ちます。



※UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンドは、新興諸国の政府、政府機関、企業等が発行する米ドル建ておよび現地通貨建て債券などに投資します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

|||| 主な投資制限

・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ・株式への直接投資は行いません。

|||| 分配について

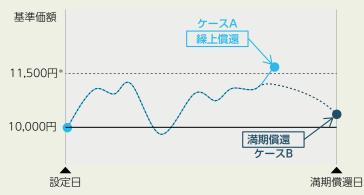
原則として、毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して委託会社が決定します。

分配金はあらかじめ一定の額をお約束するものではなく、分配金は増減したり支払われない場合もあります。

1月	2 月	3 月	4月	5月	6月	7 月	8月	9 月	10月	11月	12月
											分配金

※上記のイメージは、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

|||| 当ファンドの償還に関して



*安定運用に切り替えた後も繰上償還するまでは、基準価額は市況動向などの影響を受けるため、基準価額が11,500円*を下回ることがあります。また、償還時の基準価額が11,500円*を上回ることを保証するものではありません。

■ケースA 繰上償還のケース

当ファンドの基準価額が、一度でも11,500円*以上となった場合、当ファンドは、投資先ファンドの組入比率を引き下げて短期公社債などによる安定運用に切り替え、繰上償還します。

■ケースB 満期償還のケース

当ファンドの基準価額が、一度も11,500円*以上にならなかった場合には、当ファンドは、満期償還日に信託を終了(満期償還)します。

※1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益 分配金(税引前)累計額との合計額とします。

|||| 追加的記載事項 <投資先ファンドの概要>

ファンド名	UBSエマージング・インカム債券ファンド(適格機関投資家向け)
形態	国内籍円建て投資信託 追加型株式投資信託/適格機関投資家私募/ファミリー・ファンド方式
主な投資態度	 ① UBSニュー・メジャー・エコノミーズ債券マザーファンド受益証券(以下、「マザーファンド受益証券」といいます。)への投資を通じて、新興諸国の政府、政府機関、企業等が発行する米ドル建ておよび現地通貨建て債券を投資対象とします。 ② 組入対象とする債券は、組入れ時において、原則として1つ以上の国際的格付評価機関からBB-格相当以上の格付けを有している銘柄等とします。 ③ マザーファンド受益証券への投資は、高位を維持することを基本とします。 資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、転換社債、ならびに新株予約権付社債により取得した株券に限ります。② 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
委 託 会 社	UBSアセット・マネジメント株式会社
運 用 会 社	UBSアセット・マネジメント(アメリカス)インク
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社

※投資先ファンドにおいて、年率0.715%(税抜0.65%)の信託報酬がかかります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの 運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動 リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものでは なく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金 とは異なります。

|||| 主な変動要因

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて公社債に投資します。公社債 の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合 は下落します。価格変動は、一般的には残存期間が長い公社債の方が、短 いものより大きくなります。また発行体が財政難や経営不安となった場合な どは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もありま 価格変動リスク す。実質的に組入れた公社債の価格の下落は基準価額が下がる要因とな (金利変動リスク) り、その結果投資元本を割込むことがあります。 また当ファンドは、先進国の債券に比べ、市場規模や取引量が比較的小さ い国・地域の公社債を実質的な投資対象としますが、そうした公社債の価格 は大きく変動することがあります。さらに流動性が低いため、想定する債券価 格と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、そうしたこ とが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。 当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体 の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響 を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわ ち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりして いても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基 準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金 為替変動リスク 融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。 また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比 較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替 相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低いため、想定する為 替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それら のことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあり ます。 当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象 国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額 が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。 カントリーリスク 特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるた め、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪 化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大き な変動をもたらすことがあります。

投資リスク

カントリーリスク

また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化(格付けの低下)、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起こりやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・当ファンドが投資する投資先ファンドは、ファミリーファンド方式で運用が行われます。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がある一方で、マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等が行われる場合には、当ファンドが投資する投資先ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- ・金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- •投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。

委託会社のリスク管理体制

当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措置を行うよう指示します。

法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。

※上記体制は2019年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの主なリスクおよび留意点は上記のとおりですが、ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

投資リスク

(参考情報)

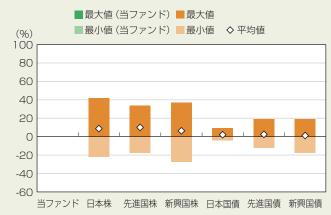
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラス(※)との騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できる ように作成したものです。

2014年9月末~2019年8月末



(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	_	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	-	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	_	8.8	10.1	6.3	2.1	2.5	1.3

- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2014年9月から2019年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最 小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前 であるため掲載しておりません。
- *決算日に対応した数値とは異なります。

(※)各資産クラスの指数

日本株···東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

·NOMURA-BPI国債 日本国債...

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) 新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース) (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を 含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題に ついて、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み) 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、 TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したもの です。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したも のです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に 関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース) JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

当ファンドは、2019年12月20日より運用を開始する予定ですので、有価証券届出書提出日(2019年11月15日)現在、ファンドの運用実績はありません。

- ※当ファンドにベンチマークはありません。
- ※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示する場合があります。

手続·手数料等

お申込みメモ						
購入単位	販売会社が定める単位とします。					
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円とします。					
時 八 I叫 fist	継続申込期間:申込受付日の翌営業日の基準価額とします。					
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。					
換金単位	販売会社が定める単位とします。					
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。					
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、7営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。					
申込締切時間	当初申込期間:販売会社が定める時間 継続申込期間:原則として、営業日の午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とし ます。					
購入の申込期間	当初申込期間:2019年12月2日から2019年12月19日まで 継続申込期間:2019年12月20日から2020年2月28日まで** ※基準価額が10,700円を超えた場合は、原則として、翌々営業日の午後3時以降の申込の受付け を停止します。					
換金制限	大口の換金には制限を行う場合があります。					
購入・換金申込 受付の中止及び 取 消 し	金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。					
信託期間	2024年12月20日までとします。(2019年12月20日設定)					
繰上 償 還	基準価額がターゲット水準(11,500円*)以上となった場合、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ※1万口当たり基準価額と設定来の1万口当たり収益分配金(税引前)累計額との合計額とします。 また、次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認(書面決議)し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき					
決 算 日	原則として、毎年12月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。 (初回の決算日は、2020年12月21日)					
収益分配	年1回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配金を受け取る「一般コース」のみのお取扱いとなります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。					
信託金の限度額	100億円を上限とします。					
公 告	日本経済新聞に掲載します。					
運用報告書	毎年12月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。					
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。					
購入・換金申込 不 可 日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれか(半休日を含む)に該当する場合は、購入および換金のお申込みはできません。 ● ニューヨーク証券取引所の休業日 ● ニューヨークの銀行休業日 ● マの他委託会社が定める日					

手続·手数料等

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドおよび投資環境の説明·情報提供、 購入に関する事務手続き等の対価です。

信託財産留保額

かかりません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用								
運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬) (括弧内数字は税抜)	当ファンドの運用管理費用・年率(信託報酬)		1.133% (1.03%)	ファンド され、毎 が休業日	H=運用期間中の基準価額×信託報酬率 の純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上 計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末(当該日 の場合はその翌営業日とします。)または信託終了のとき ドから支払われます。			
	 (委託会社)		0.385% (0.35%)	委託した	資金の運用の対価です。			
	(販売会社)		0.715% (0.65%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのフンドの管理等の対価です。				
	(受託会社)		0.033% (0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。				
	投資対象とする 投資信託証券・年率	0.715% (0.65%)		投資先ファンドにおける運用報酬、財産の管理、運用指図等の対 価です。				
	実質的な負担・年率	1.8	348% (1.68%))				
その他の費用・手 数 料	当ファンド	ファンド 財務諸表監査に関		する費用	監査に係る手数料等(年額62万円および消費税)です。 当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了 日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから 監査法人に支払われます。			
			信託事務の処理に要する 諸費用等		法定書類等の作成費用、法律・税務顧問への報酬等です。 当該費用が日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了 日および毎計算期末または信託終了の時にファンドか ら支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対し て年率0.10% (税込)を上限とします。			
	投資先ファンド	諸費用			監査法人等に支払うファンド監査に係る費用、法定開示書類作成の際に業者に支払う印刷費用等です。純資産総額に対して上限年率0.10%として、日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。			
					有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払 う手数料です。			
		保 ⁱ	保管費用		海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等 に係る費用です。			

^{*「}その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

[※]手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間に応じて異なりますので表示することができません。

手続・手数料等

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金				
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%				
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%				

- ※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※法人の場合は上記とは異なります。
- ※上記は有価証券届出書提出日(2019年11月15日)現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<MEMO>

